

「土づくり運動」の推進

農林省農蚕園芸局農蚕課
課長補佐

吉池 昭夫

最近、全国各地において「土づくり」に対する関心が高まりつつありますが、地力の維持培養を図ることが、農業生産にとって基本的に重要であることから、この関心がより一層高まり、「土づくり」を通して農業生産が増大し、農業経営が安定することが強く望まれているところであります。

そこで、農林省における「土づくり運動」についてご紹介し、その一層の推進方について、ご協力をお願いする次第であります。

わが国の耕地土壌は、その母材、地形条件等の不良性と温暖多雨の気象条件下にあつて、基本的な改善を必要とする不良土壌が極めて多く、かつ、常に溶脱・流亡等による土壌悪化の危険性にさらされており、加えて、近年における農業労働力の減少、農業経営の単一化等、農業をめぐる諸事情の変化に伴い、堆きゅう肥の施用等、集約的な土壌管理が行われ難い状況にあり、このため地力の減退をきたし、ひいては農業生産力が低下するのではないかと、懸念されているところであります。

限られた国土において食糧自給力の向上を図り、国民食糧の安定的供給の確保を図るためには、農業の生産対策を強力に推進する必要がありますが、その一環として、堆きゅう肥等の有機物および土壌改良資材の施用・深耕・化学肥料の適正な施用等を行い、地力を維持培養し、土地生産性の向上を図ることが極めて重要で、このことはまた農家経営の安定向上のためにも、極めて緊要であります。

これら地力の維持培養対策の実施は、本来、農家の方々の積極的な理解と意欲によって進める必要がありますが、このためには全国の農家の方々が、いわゆる「土づくり」に対して一層の関心を深め、地力の維持培養に努めることが重要であります。

このため農林省においては、昭和50年度から、国、地方公共団体、農業団体等の関係機関、団体が一体となり、更に農家の積極的な参加を得て、「土づくり運動」を全国的に展開するとともに、あわせて、地力の維持培養のための各種普及奨励事業を実施して、農業生産の基本をなす「土づくり」の重要性に対する認識を高め、現下の農業事情に即応した地力対策の推進を図っているところであります。

この運動においては、当面、次に掲げる項目に重点を置いて推進しています。

- (1) 農業労働力の減少に対応して、堆きゅう肥等の能率的な生産・運搬および散布による耕地への増投を行うこと。

これは、堆きゅう肥の施用の減少が、農業労働力の減少等によるところが大きいことから、集団的に堆きゅう肥の生産・運搬・散布のための能率的な機械施設の導入等による、省力的かつ安価に堆きゅう肥を生産し、運搬し、散布することによって、堆きゅう肥の施用を推進するものであります。

- (2) 稲わら・麦稈等、農作物残渣の耕地への還元を促進すること。

これは、有機物の施用の確保を図る観点から、水田については、地域別の施用基準に即して稲わらのすき込み、畑についても、作物残渣等の適期すき込みなど、積極的な作物残渣等の有効利用を推進するものであります。

- (3) 農業労働力の減少に対応して、土壌改良資材の省力的な施用を推進すること。

これは、石灰、りん酸等の土壌改良資材の施用には、多くの労力を要するので、その施用の確保を図る観点から、機械力の導入と、共同作業による能率的散布によって、土壌改良資材の施用を推進するものであります。

- (4) 耕種部門と畜産部門との連携等により、有機物の有効活用を図るとともに、粗大有機物の集団的な施用を促進するため、これらに必要な組織を育成すること。

これは、家畜糞尿等有機資源の有効活用を図り、効果的な地力培養対策を進める観点から、耕種農家と畜産農家との連携等の集団化・組織化によって、有機物の活用を推進するものであります。

- (5) 心土破碎・浅層排水・深耕等の土層改良を推進すること。

これは、近年の農作業の機械化の進展に伴い、その踏圧による土層の圧密硬化・透水性の低下、作土の浅層化等がみられることから、心土破碎、浅層排水、深耕等の土層改良を推進するものであります。

(6) 土づくりを基本とした、化学肥料の適正な施用を推進すること。

これは、化学肥料の適正な施用が、地力の維持培養を図るうえで極めて重要なものであることから、堆きゅう肥等の有機物および土壌改良資材の施用、深耕などとあわせて、施肥基準などに基づき、化学肥料の適正な施用を推進するものであります。

このような土づくり運動の推進とあわせて、土づくりの実効を確実にするため、米主産地地力培養推進実験事業、主要畑地帯等地方培養対策モデル事業、土地利用型集団営農推進特別事業、野菜生産安定対策事業、高能率養蚕団地事業、畜産経営環境保全対策事業等の各種普及奨励事業が実施され、これら事業の中では、稲わら等の収集機械施設、堆きゅう肥等の生産機械施設、堆積機械施設、運搬機械施設および散布機械施設、土壌改良資材の散布等の土壌改良用機械施設および、土壌改良に必要な資材並びに心土破碎、浅層排水、深耕等の土層改良用機械施設および、土層改良に必要な資材などの、地力の維持培養対策のための機械・施設・資材などの導入ないし購入に対して、助成措置を行っています。

このような国の施策に呼応して、都道府県段階、更に市町村、農協等の各段階においても、積極的に土づくり運動を展開して、土づくり推進協議会の開催、ポスター、パンフレット等による土づくりの重要性のPR、土づくりに関する講演会、講習会等の開催、土づくり優良農家の表彰、土づくり展示ほの設置、地力培養関係機械導入に対する助成など、各種の地力培養のための対策の推進に努めています。

そして、これら土づくり運動および各種の地力培養のための対策の推進を通して、農家の方々に、現地において具体的な対策の実施を願っている訳であります。

ところで、このような土づくり運動が展開されてから、既に数年が経過しようとしていますが、地力の維持

培養は、農業生産の基本であり、長期間に亘って不断に培われて、はじめてその効果が大きく現われてくるといった性格のものであり、かつ、それはまた、農業生産の安定、増大を通して、将来の農業を支えてゆくものであることから、今後とも、一層、土づくりの重要性の認識を高め、地力の維持培養対策を更に推進する必要があります。

折しも、昭和34年度以来18カ年に亘って実施されてきた「地力保全基本調査」が完了し、わが国の耕地土壌について、その地力および土壌悪化の要因等が、はじめて体系的に明らかにされつつあります。

他方、昭和53年度からは、農産物の需要の動向に即した総合的な食糧自給力の向上を図るため、従来の水田総合利用対策に代えて、新たに水田利用再編対策を実施し、長期的な視点に立って米の生産を抑制しつつ、今後生産振興の必要な麦、大豆、飼料作物などの農産物の、水田を活用した生産拡大が積極的に推進されようとしています。

従って、今後は、全貌が明らかにされたわが国耕地土壌について、それがもつ本質を十分に踏まえ、その地力の維持培養のための対策を効果的に推進し、土づくりの究極の目標である肥沃な土壌を造成し、土地生産性の向上を図るといふ観点に立ち、今後の農業事情の動向に即応した、より多様かつ総合的な地力対策の、新しい展開が必要と考えています。

最後に、地力の維持培養は、長期間に亘って不断に培われなければなりません。また、これが行われ難くなったからといって、中断すべきものでもありません。土づくりに対する重要性並びに必要性を一層ご理解願ひ、長期的視点に立って、地力の維持培養が図られますよう、関係者のご協力特に、農家の方々のご努力を切に望むものであります。

『農業生産の地域指標』と見直し

政府は去る11月19日、米の転作に伴う『農業生産の地域指標』を公表したが、これによる豆類、野菜、果実の今後の展望は次の通りである。

豆類：作付面積は60年には50年の1.5倍の39万ha程度になると見込まれる。大豆は、優良品種の育成普及、集団栽培の推進、大豆生産振興措置、水田への積極的な導入等その生産振興を強力に実施することで、50年の87千haに比べ60年には20万ha程度になると見込まれる。地域別には、いずれの地域も大巾に増加するが、北海道と東北で4割強の対全国シェアを占める見込み。

野菜：需要構造の変化に対応しつつ伸長すると見られ、作付面積は野菜指定産地を中心とする集団産地の育成強化、地場野菜産地の育成、価格と出荷の安定化措置等で、60年には50年の約1割強増の67万ha程度になる見込み。

地域別には、東北、北陸、東山、山陽、北九州等の増加が大きく、その対全国シェアを高めるのに対し、北関東、南関東、東海等の伸びは比較的低く、その対全国シェアは相対的に低下する見込み。

果実：栽培面積は果樹農業振興基本方針に基づき、計画的な植栽を進めることで、50年の42万haから60年には48万ha程度になる見込み。

地域別には、みかん等のかんきつ類の比重が高い山陽、四国、北九州等では今後、栽培面積の大きな伸びは期待されないので、栽培面積の対全国シェアも、現状をやゝ下回ると見られる。一方、今後増産が期待されるりんご、その他を中心として東北、北関東等で相対的に高い伸びが見込まれ、対全国シェアが高まる見込み。

また、南関東、東海等の地域では都市化の進展による耕地のはい廃等で、栽培品種の対全国シェアは現状より低下すると見られる。